

令和3年度第5回岡山県開発審査会会議録

- 1 開催日時 令和4年3月22日(火) 15:00~16:10
- 2 場 所 ピュアリティまきび(会議室名:ルビー)
- 3 出席委員 会長他5名(欠席1名)
- 4 議 事 (公開のみ表示)

【付議案件】

「岡山県開発審査会案件運用基準」の一部改定について

- 5 議 事 録 (公開のみ表示)

【委 員】

「浸水ハザードエリア内の自己の居住の用に供する一戸建ての住宅」の取扱い別図に、早島町の区域図がないのは、許可の対象がないからか。

【事務局】

早島町は、洪水による浸水想定区域で3m以上の浸水が想定されている区域がないためである。

【委 員】

基準標高より高い位置に6畳間以上の居室があれば開発できるのか、住宅の地盤が擁壁等の構造物で覆われていなくてもよいのか。

【事務局】

要件が2つあり、(1)基準標高以上に床面積9.9㎡、つまり6畳間以上の居室を設けること及び(2)盛土造成する場合には、住宅の周囲の地盤が、擁壁その他の土砂の流出を防止するための構造物で覆われていること、この2点両方の措置が必要である。ただ土を盛っただけでは不可である。

【委 員】

基準標高を定めている区域の塊の根拠は何か。

【事務局】

基準標高の傾向が同じところを一つのグループとしている。理論上は水のラインは同じ高さにくるはずなので、周辺では同じ基準標高としている。

【委 員】

他の自治体の激変緩和対応はどうか。

【事務局】

倉敷市は令和4年4月1日から条例を廃止する。

岡山市は令和4年4月1日からL1のままで施行する予定。

玉野市は県と同様、令和4年4月1日から2年間はL1で、令和6年4月1日からL2で施行する予定。

他県の事例では、50戸連たんの要件による開発許可件数自体が少ない自治体で、令和4年4月1日からL2で施行するところもある。

【委 員】

(1) 基準標高以上に 9.9 m²以上 (6 畳間以上) の居室が設けられ、(2) 住宅の周囲の地盤が、擁壁その他の土砂の流出を防止するための構造物で覆われている、の 2 点の措置を行っても許可にならないことがあるか。

【事務局】

2 点の安全措置がとられていれば、許可できる。

【会 長】

ここで、賛否の決を採らせていただく。全員賛成ということで、議案第 8 号を承認する。